

令和7年第3回網走市教育委員会会議録

令和7年3月6日（木）午後4時00分 庁舎3階会議室に招集した。

1. 出席者は次のとおりである。

教育委員 佐々木 砂宗 ・ 池田 真哲 ・ 鴻巣 知香子（欠席：新谷 正樹）
教育長 岩永 雅浩

2. 会議の議案は、次のとおり。

議案第1号 令和6年度一般会計補正予算要求について【非公開】【原案可決】
議案第2号 網走市奨学資金貸付条例施行規則の一部改正について【公開】【原案可決】
議案第3号 網走市立学校における働き方改革推進プラン（第3期）の策定について
【公開】【原案可決】
議案第4号 第5次網走市子どもの読書活動推進計画の策定について【公開】
【原案可決】
議案第5号 令和7年4月1日付校長人事の内申について【非公開】【原案可決】
議案第6号 令和7年4月1日付教頭人事の内申について【非公開】【原案可決】

3. 説明のため出席した者は、次のとおり。

学校教育部長	北 村 幸 彦
社会教育部長	吉 村 学
学校教育部次長	大 垣 正 紀
学校教育課長	高 橋 善 彦
学校教育課参事	里 見 達 也
社会教育課長	湯 浅 崇
スポーツ課長	大 西 広 幸
スポーツ課参事	佐 藤 潤 一
図書館長	細 川 英 司
美術館長	古道谷 朝 生
博物館	米 村 衛

4. 会議の書記は、次のとおり。

学校教育課庶務係長 小 澄 晃

5. 会議の署名委員は、次のとおり。

本日出席委員全員および教育長

岩永教育長 ただいまから令和7年第3回網走市教育委員会を開会いたします。
本日の出席委員は教育委員3名と教育長が出席しております。
新谷委員からは欠席のご連絡がありました。
本日の会議録署名委員の指名ですが、出席をされている委員全員と教育長といたします。
始めに教育行政について事務報告をお願いいたします。

北村学校教育部長 1月6日から3月5日までの学校教育部教育行政事務報告

吉村社会教育部長 1月6日から3月5日までの社会教育部教育行政事務報告

岩永教育長 ただいま報告がありました教育行政についてご質問等はございませんか。

(「ありません。」と発言)

特になければ、以上で教育行政についての事務報告を終わらせていただきます。

本日は議案6件でございますが、審議に入る前に、まず教育委員会会議規則第12条のただし書きに定められております非公開案件とすべき事項についてお諮りをいたします。

まず、議案第1号「令和6年度一般会計補正予算要求について」と、議案第5号「令和7年4月1日付校長人事の内申について」、議案第6号「令和7年4月1日付教頭人事の内申について」でございますが、議案第1号は「議会に提案前である議案にかかる事項」、そして議案第5号並びに第6号は「人事に関する事項」に該当すると思われるので、非公開とすることで異議はございませんか。

(「ありません。」と発言)

それでは異議なしとしまして、本日予定しております議案第1号並びに議案第5号、第6号につきましては、非公開案件と決定させていただきます。

それでは本日の議題に入ります。

非公開案件であります議案第1号「令和6年度一般会計補正予算要求について」を上程いたしますので、事務局の説明をお願いいたします。

【非公開案件】

それではお諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに異議はございませんか。

(「ありません」との発言)

異議なしと認めまして、原案のとおり決定させていただきます。

続きまして、議案第2号「網走市奨学金貸付条例施行規則の一部改正について」を上程いたしますので、事務局の説明をお願いいたします。

高橋学校教育課長

議案書の3ページ、4ページをご覧ください。

ただいまご上程いただきました、議案第2号「網走市奨学金貸付条例施行規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

改正の趣旨および内容でございますが、網走市奨学金の貸付にあたり、

税の公平性を確保するため規則に定める願書の添付書類について、保護者および連帯保証人の市税に滞納がないことの証明書を追加しようとするものでございます。

この規則は、網走市奨学金貸付条例の執行に関し、対象者の範囲、奨学金の借受申請、選考、返済の取り扱い等を定めたものでございます。

この改正により、市税に滞納がある場合は、奨学資金の申請ができないこととなりますが、税の公平性と事業継続の観点からも必要性があるものと考えているところでございます。

なお網走市では、他にも市税に滞納がある場合には受けられるサービスに制限があり、事業資金融資、市営住宅への入居、各種研修補助、競争入札への参加資格などがございます。

執行期日につきましては、令和7年4月1日から執行をしようとするものでございます。

なお、改正後の全文につきましては、教育委員会資料に記載がございましたので、後ほどお目通しいただけたらと思います。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

岩永教育長

ただいま議案第2号につきまして、提案理由の説明がございました。ご質問あるいはご意見がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

池田委員

願書を提出するタイミングで証明書が必要で、その時点で滞納がないことを確認するというのでしょうか。

高橋学校教育課長

そのとおりでございます。
申請時点での保護者および連帯保証人の証明を求めるものでございます。

池田委員

願書の提出を受けてということは理解できるのですが、申請者に証明書を取っていただくのではなく、例えば、同意をとったうえで内部で情報確認するといったようなことはできないのでしょうか。

高橋学校教育課長

おっしゃるとおり、当事者から同意をいただいたうえで確認するということが可能ですが、今回は証明書という形で提出いただこうと考えていたところでございます。

証明書の種類にも様々なものがありますので、全項目までを求めるのではなく、滞納がないことの証明となるものをつけていただけたら、あまり費用がかからないと考えております。

岩永教育長

他にご意見等はございませんか。
(「ありません」との発言)

それではお諮りいたします。
議案第2号について、原案のとおり決定することに異議はございませんか。

(「ありません」との発言)

異議なしと認め、原案のとおり決定させていただきます。
次に議案3号「網走市立学校における働き方改革推進プラン(第3期)の策定について」を上程いたしますので、事務局からの説明をお願いいたします。

ただいまご上程いただきました、議案第3号「網走市立学校における働き方改革推進プラン（第3期）の策定について」ご説明させていただきます。

資料は別冊資料となります。

まずはじめに、これまでの経緯についてご説明させていただきます。

当市におきましては、文部科学省による「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を受け、平成31年に北海道が策定した「学校における働き方改革北海道アクション・プラン」をもとに、同年3月に「網走市立学校における働き方改革推進プラン（第1期）」を策定し、学校の勤務時間の上限の設定や、教員の時間外勤務等の縮減に向けた取り組みを進めてきました。

そして、令和4年度からは、これまでの教職員が長時間労働の解消とともに、令和3年度から本格的取組となった「GIGAスクール構想」に基づく更なる学校校務の改善および充実を図ることから、第2期推進プランを策定し、今年度までに3か年計画のもと、より実効性の高い働き方改革を推進することとしています。

では、資料をご覧ください。

1ページから2ページには、第2期推進プラン期間における「網走市立学校教育職員および道内学校教育職員の時間外在校等時間の状況について」を記載しております。

当市における小中学校の時間外勤務に係る推移を見ますと、時間外勤務を月45時間以上行っている割合について、令和3年度から令和5年度の3か年における全体値は、教頭が14.3ポイント減、主幹教諭・教諭が0.7ポイント減となっています。

教頭の主な業務としましては、調査等の事務処理、会議や打合せ、学校経営・学校運営に関する業務に従事しており、主幹教諭・教諭にあっては、主に教材研究・授業準備や成績処理、週休日の部活動指導等の業務に従事しているという状況となっています。

次に3ページから8ページにかけては、第2期の推進プランにおける市内校の成果集約のためのアンケート調査の結果について記載しております。

設問は全23項目であり、主な成果としましては、【設問1】の「コアチーム」の設置については、多くの学校でコアチームが設置されており、働き方改革の推進体制が整いつつあります。

【設問2】のICTを活用した教材や指導案の共有化については、授業準備におけるICT活用が進んでおり、多くの学校で教材や指導案の共有化が図られています。

また、【設問7】の定時退勤日の設定については、多くの学校で、定時退勤日が設定されるようになったり、【設問12】の児童生徒の一斉下校日の設定については、全ての市内校で一斉下校日が設けられています。さらに、【設問14】の教員の負担軽減に効果があった内容については、「余時数を見据えた時数カットの実施」や、「部活動時間の短縮」「登校時間を早めた」「ICT活用による、職員打ち合わせ回数の削減」などの好事例が上げられています。

一方で、【設問16】の保護者や外部の方からの苦情や不当な要求事案については、約半数の学校で実態があり、内容については記載のとおりです。

また、【設問20】の学校行事について、令和4年度から令和6年度の3年間の教員の負担については、負担が減った割合が大きい反面、変わらない、もしくは増えた学校も依然見られます。

今回、第2期推進プランの成果としまして7点お示しさせていただきます。

いますが、この3年間で特にICTを活用した授業準備や業務改善が図られてきたことが伺えます。

一方で「一部の教員に業務が集中している」「教頭の業務負担が大きく、その軽減策が求められる」「保護者からの苦情や不当な要求に対応する学校の負担が見られる」「ICT活用時の環境整備」など、長時間勤務となっている教頭業務の負担の軽減や、保護者や地域とのコミュニケーション強化などについて、実行可能な取組から速やかに実施し検証を行うとともに、成果を着実に積み重ねていくことをねらいとし令和7年度から令和9年度までの3年計画とした「網走市立学校における働き方改革推進プラン（第3期）」を策定し、効果のある働き方改革を推進していくこととしております。

9ページからは、第3期推進プランについて記載しています。第3期推進プランは、今年度から同じく3年計画で策定された「第3期学校における働き方改革北海道アクションプラン」の内容項目を参考に、推進プランの目標や重視する視点、重点的に実施する取組および取組期間を設定しています。

第3期推進プランにおける取組としましては、12ページの「校務の効率化と役割分担」、12ページから13ページにある「部活動指導に関わる負担の軽減」、13ページから15ページの「学校体制の見直しなどによる改善」、15ページから16ページの「意識の変容を促す取組」、16ページから17ページの「学校サポート体制の充実」の5つとさせていただきます、市教委と学校の役割について具体を示させていただきます。

課題である「教頭業務負担軽減策」については、13ページのアクション3の(1)、「保護者対応に係る学校負担軽減策」については、16ページのアクション5の(2)①と②にある取組につきまして、市教委と学校が連携を図ってまいります。

以上が、第3期推進プランの説明となります。なお、別冊2としまして、第3期推進プランの新旧対照表もお示しさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

岩永教育長

ただいま議案第3号につきまして、提案理由の説明がございました。ご質問あるいはご意見がございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

佐々木委員

第2期の結果に対してのアンケート調査は、市内の全教職員の方に依頼して集計したものと捉えてよろしいでしょうか。

大垣学校教育次長

市内全教職員にアンケート依頼を実施したところがございます。

佐々木委員

第2期の3か年で、最初のうちは先生方の残業時間の縮小が如実に表に表れていますが、最後の方は限界に近づいてきているのか、残業時間の減り方が少なくなっているかと思えます。

今後、3期のうちでさらに減らすことは現実的に可能なのでしょうか。例えば、新たに事務職員のような方を雇用し、教頭、主幹教諭の実務をその方に振って先生方の負担を減らすような、根本的な方法を変えるのか、それとも現状のままで先生方の努力で限界まで詰めていけるものなのか、現実的にはどうでしょうか。

大垣学校教育次長

第2期の取り組みについて、学校においてはコロナ、ポストコロナという視点で取り組んできていますが、まずはコロナ前には戻さないという

意識で、ノーマルな新しい学校を生活するという視点で、行事の見直しとか校務文書の整備等の工夫、改善を行っていただきました。

委員のおっしゃるとおり、打つ手が限界にきているというのが、今の現場的には捉えているところでございます。

第2期の課題としてまず挙げられるのが、教頭業務の削減になります。第2期を推進してきましても、教頭業務だけはなかなか削減できていない現状であり、この教頭業務の負担を削減することが、今後の働き方改革の柱、重点になってくると思います。

もう1つがICTとなります。これまでICTの活用はどちらかというと、学習面での位置づけが大きかったと思いますが、最近では校務でICTを活用し職員の業務負担軽減を進めていこうという動きがあります。市内校のICT活用好事例を市内全体で共有し、ICTの好活用をすすめていきたいと考えております。

岩永教育長

他にご意見等はありませんか。

(「ありません」との発言)

それではお諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり決定することに異議はありませんか。

(「ありません」との発言)

異議なしと認め、原案のとおり決定させていただきます。

次に議案第4号「第5次網走市子どもの読書活動推進計画の策定について」を上程いたしますので、事務局からの説明をお願いいたします。

細川図書館長

ただいまご上程いただきました、議案第4号「第5次網走市子どもの読書活動推進計画の策定について」ご説明申し上げます。

議案書7ページおよび別冊の「第5次網走市子どもの読書活動推進計画(案)」の1ページをご覧ください。

本計画の策定は、平成13年12月に「子どもの読書活動に関する法律」が施行となり、北海道市町村の役割として計画策定に務めることが明記され、網走市では平成17年に「網走市子どもの読書活動推進計画」通称「網走子ども読書プラン」を定めました。

平成22年度から第2次以降は、5年ごとに令和2年度からの第4次までの計画を策定し、子どもの読書活動の推進や図書環境の整備を行ってきました。

現行の第4次計画が、令和6年度をもって期間満了となることから、令和7年度からの子どもたちの読書環境の充実や読書活動の一層の推進を図るため、「第5次網走市子どもの読書活動推進計画」を策定するものでございます。

策定の経過についてご説明いたします。

別冊資料の47、48ページをご覧ください。

市の関係部署によります「第1回庁内検討委員会」を昨年5月に開催し、基本的な方向性の確認と第4次プランの評価およびアンケート調査の実施についての確認、協議を行いました。

その後、関係団体よりご推薦いただきました委員によって構成する策定委員会を6月に設立いたしまして、7月に第1回策定委員会を開催し、庁内検討委員会での内容と策定へ向けてのスケジュールの確認、協議を行いました。

アンケート調査につきましては、はじめての試みとなりましたが、オン

ライン回答方式で実施することについて、ご決定いただいております。8月から9月にかけて、市内の乳幼児保護者、幼稚園保育園児の保護者、小中高等学校、特別支援学級の児童生徒にご協力いただきまして、各世代の読書傾向や新たなニーズの把握を行うためのアンケート調査を実施し、2,303名からご回答をいただいております。

アンケート結果の集約後、この結果を踏まえました、第5次計画の事務局案を作成いたしまして、10月末に第2回庁内検討委員会、11月中旬に第2回策定委員会を開催いたしました。

事務局案をご提示し、具体的な施策や取り組み事業についてのご意見を委員の皆様からいただいております。

いただきましたご意見をもとに、事務局案に修正を加え、第5次計画の素案を作成しております。

この素案に対しましては、12月に網走市図書館協議会の各委員よりご意見を聴取したほか、パブリックコメントの募集を行いまして、その結果を踏まえて、事務局で計画案を策定いたしました。

1月下旬に第3回庁内検討委員会、第3回策定委員会を開催し、計画案の最終確認を行いまして、本日の教育委員会への議案上程の運びとなっております。

議案資料2、基本方針でございますが、別冊資料によりご説明いたします。

別冊資料の2ページをご覧ください。

3の計画期間であります、令和7年度から令和11年度までの5か年の期間となります。

4の計画の方針ですが、第1次から第4次プランの基本方針を継承しております、「みんなで読書」「たのしく読書」「どこでも読書」の3項目を柱としまして、子どもの読書活動の推進を目指してまいります。

3ページをご覧ください。

今回の計画では、施策事業の成果を図る客観的な目標といたしまして、アンケート結果をもとに指標の設定をしております。

記載の(1)、1か月の平均読書冊数は、基準年となります令和6年度より増加を目指します。

(2)不読率については、基準年の令和6年度より減少を目指すことを目標として、指標を設定しております。

以降の説明につきましては、ページ数も多く、内容も多岐にわたっておりますので、前回、令和2年度に策定しました第4次計画からの変更点や、今回のアンケート調査の特徴点など、ポイントを絞りましてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

第2章「網走の子どもの読書活動の現状」では、1.子どもを取り巻く状況として、前回の第4次プランの計画策定から今回の第5次計画策定までの間により顕著となった「(1)人口減少社会の到来について」、また、大きく変化した点といたしまして「(2)ICT化の進展について」、今回の第5次計画策定時における現状認識といたしまして新たに記載を追加しております。

6ページからは、子どもの読書活動の状況調査としまして、アンケート結果についての考察を記載しております。

今回、初めてオンライン回答によるアンケートを実施しました。

アンケートの設問としまして、9ページの小中高生の結果の「(3)電子メディアと子どもの読書の関わり」について、「①紙の本、電子図書を読む割合」の設問を新たに追加しました。

また、「②勉強以外でテレビやスマートフォンを観ている時間」につき

ましては、前回までは「テレビやDVDを観ている時間」としておりましたが、今回からは「テレビやスマートフォンを観ている時間」というふうに聞き方を変更しております。

これに関しまして、今回のアンケート回答の特徴的なところでございますが、10ページの表をご覧くださいますと、前回の調査では小中高生ともに2時間程度というところが最も多い回答でございましたが、今回の調査では、各年代とも3時間以上の回答が最も多く、高校生52.1%、中学生49.3%、小学生は2時間程度と3時間以上が同率で29.8%となっております。

前回調査時から、長時間見ている割合が大幅に増加し、また、年代が上がるにつれて、その割合が増加していく傾向が現れております。

13ページをご覧ください。

5. 就学前の子どもの読書についての「③読んであげているのは紙の本ですか、電子図書ですか」につきましても、今回より設問を新たに追加しております。

対象者別のアンケート調査結果の集計表につきましては、35ページから44ページに記載しております。

18ページをご覧ください。

第3章では、第4次プランの評価や事業実施結果の内容を記載しております。

24ページからは、事業実施結果を一覧表にまとめて記載しております。

次に29ページをご覧ください。

第4章としまして、子どもの読書活動の推進や読書環境の整備を図ることを目的とした、第5次計画の方策を記載しております。

今回のプランは、基本的にはこれまでの事業を継続しつつ、見直しや改善を行い、特に子どもたちが興味を持つ話題性のある展示や読書学習へのサポートの充実を図るため各種事業を展開してまいります。

新たな取り組みとしましては、電子図書館に「調べ学習用同時アクセスパック」および「読み物同時アクセスパック」を導入しまして、ICTを活用した学習ツールとしての機能を電子図書館に追加し、子どもの学習環境の充実と学習効果の向上を図るとともに、電子図書館の利用促進を図ってまいりたいと考えっております。

32ページをご覧ください。

方策3. どこでも読書では、前回の第4次プランまでは「(1)家庭・地域における子どもの読書活動を推進」と「(2)市立図書館における子どもの読書活動を推進」の2項目のみの記載でございましたが、今回の第5次計画で「(3)ICTの活用による子どもの読書活動を推進」の項目を新たに追記しまして、令和11年度までの第5次計画の期間中にICT関係の技術革新など、様々な変化が予想されるため、新たな動きにも柔軟に対応していこうとする旨の記載を追加しております。

説明については以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

岩永教育長

ただいま議案第4号につきまして、提案理由の説明がございました。ご質問あるいはご意見がございましたらお受けしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

佐々木委員

子どもたちにたくさん読書をしてもらいたいという計画で、それが紙媒体であっても電子媒体であっても問いませんという認識でよろしかったでしょうか。

細川図書館長

委員のおっしゃるとおり、どちらかの媒体にこだわってということではなく、紙媒体と電子媒体の両方を上手く活用して、子どもたちの読書活動が推進されていくような形になれば良いなというように考えております。

佐々木委員

わかりました。ありがとうございます。

岩永教育長

他にご意見等はありませんか。
(「ありません」との発言)

それではお諮りいたします。
議案第4号について、原案のとおり決定することに異議はありませんか。

(「ありません」との発言)

異議なしと認め、原案のとおり決定させていただきます。
次に**非公開案件**であります議案5号「令和7年4月1日付校長人事の内申について」を上程いたしますので、事務局からの説明をお願いいたします。

【非公開案件】

それではお諮りいたします。
議案第5号について、原案のとおり決定することに異議はありませんか。

(「ありません」との発言)

異議なしと認め、原案のとおり決定させていただきます。
次に**非公開案件**であります議案6号「令和7年4月1日付教頭人事の内申について」を上程いたしますので、事務局からの説明をお願いいたします。

【非公開案件】

それではお諮りいたします。
議案第6号について、議案のとおり決定することに異議はありませんか。

(「ありません」との発言)

異議なしと認め、原案のとおり決定させていただきます。
以上で本日の案件につきましては全て終了いたしました。その他、案件以外で何かございますか。

(「ありません」との発言)

それでは、以上をもちまして本日の教育委員会を閉会させていただきます。

【午後5時01分 閉会】